

平成 20 年 9 月

平成 21 年度

税制改正等に関する要望書

酒類業中央団体連絡協議会
幹事 全国小売酒販組合中央会
日本酒造組合中央会
日本蒸留酒酒造組合
ビール酒造組合
日本洋酒酒造組合
全国卸売酒販組合中央会
日本ワイナリー協会
日本洋酒輸入協会

第1 酒税の減税要望について

(1) 平成 18 年度の税制改正においては、酒税法の改正が行われました。その内容は、税率の見直しに止まらず、酒類の分類及び定義の改正にまで及ぶものであり、その意味で画期的なものであったと言えます。

しかしながら、酒類には依然として極めて高率・高額な酒税が課されており、個別間接税が課されていない他の物品・サービスに比べて、突出した税負担となっています。

(2) 今日の酒類業界の現状は

① 酒類の需要が飽和状態にある中、出荷は伸びず販売競争は激化を極め、加えて、経済の自由化、規制緩和の進展等による激しい価格競争から、最終的に消費者が負担すべき税の転嫁が困難となっており、酒類業者が実質的に負担せざるを得ない事例が増大してきております。これは、間接税の本旨からみて極めて問題であります。

② また、現在の消費者は、酒類の価格に極めて敏感に反応し、増税による価格の上昇は、消費を減少させる大きな要因で、酒税収入の減少をもたらすおそれが十分にあります。

このような状況にかんがみ、酒類業者の経営の改善を図り、酒税収入を安定的に確保するため、早急に減税を行っていただきますよう強く要望いたします。

なお、その場合には、市場の混乱を招かぬよう全ての酒類について減税する方向で措置されますようお願いいたします。

(3) 消費税の見直し時の酒税の減税要望について

- ① 平成元年の消費税の導入に際しては、消費税との負担を調整するとして酒税の減税が行われました。
- ② 平成 9 年 4 月の消費税引き上げの際(3%から 5%)には、酒類業界といたしましては消費税の増税に見合う酒税の減税を要望いたしました。しかしながら、平成 9 年度の自由民主党税制改正大綱は、「個別間接税のあり方については、将来における消費税のあり方をもにらみつつ、適切な調整を含めて総合的に検討するものとする。」として今後の検討課題とし、消費税の増税に見合う酒税の減税は見送られました。
- ③ 平成 17 年 12 月、与党税制改正大綱の中では、「平成 19 年度を目処に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保険給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。」と述べています。

さらに、平成 20 年 6 月 27 日の政府による「経済財政改革の基本方針 2008」(骨太の方針)においても同様の文言が盛り込まれるとともに、併せて「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制大綱の「基本的考え方」等を踏まえることとする旨が付言されております。

しかしながら、既に述べましたように酒類には、過去の度重なる増税により極めて高率・高額な酒税が課せられ、これに消費税が併課(いわゆる「タックス・オン・タックス」)されています。今後、仮に消費税率の引上げを行う場合には、酒税制度の見直しを行い、大幅な酒税の減税に

よる、負担の是正を図っていただきますよう強く要望いたします。

第2 酒類産業の健全な発展のための措置について

(1) 現行の酒類関係法体系は、主として、酒税法、酒類業組合法の二法により成り立っています。昭和 28 年のこれら二法の制定以来、経済情勢や社会環境は著しく変化していますが、今日までこれら法体系の基本的見直しは行われておりません。酒類は高率・高額な税負担をしている重要な物資であるとともに、アルコールを含む特殊な飲料であること、また、酒類産業は中小企業が多いこと等に鑑みれば、財務省設置法がその任務として「酒税の保全」に加えて、「酒類産業の健全な発達」を掲げたことは、誠に時宜を得たものと考えられます。つきましては、行政組織法上の改正に合わせ、その実体法としての現行酒類関係法体系について、時代の要請を踏まえ、免許制度等の現行の必要な制度を堅持しながら、酒類産業の健全な発展により資するべく、酒類事業法制定を含めて再検討されるよう要望いたします。

(2) 酒類販売業免許制度は、酒類製造免許制度と共に酒税制度の根幹をなすものであり、また、先進諸外国においても、酒類の製造と販売については、社会的管理の必要性という観点から、わが国より厳しい規制がしかれております。

近年、わが国においては政府の規制緩和政策との関係から、酒類小売販売業免許における需給調整要件が廃止となり、人的要件の強化等の策が講じられたところですが、酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、公共の福祉の面すなわち酒類の社会的管理の必要性との面からも必要不可欠の制度であり、今後は、WHOの勧告にもある社会的要請との観点にも鑑みた酒類産業の健

全な発展のため国際的整合性のある制度構築と、適切な運用基準が示されるよう要望いたします。

- (3) 公正なルールに基づいた競争の促進や酒類産業の健全な発展を図るため、国税庁は平成 10 年 4 月に「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」を公表され、また、平成 18 年 8 月には「酒類に関する公正な取引のための指針(「新指針」)」において、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしております。

一方、公正取引委員会においても平成 12 年 11 月に「酒類の流通における不当廉売、差別対価への対応について」(酒類ガイドライン)を公表され、また、平成 17 年 11 月には「大規模小売業告示」が施行される等、活動の強化が図られつつあります。

それらを受けて酒類業界は、公正な取引のための基本的な考え方を作成し、周知徹底を図るとともに、透明かつ合理的なリベートやコスト把握のための自社基準の作成及びその確実な実施等に取り組んでいるところであります。こうした中で、平成 17 年 1 月からビール・発泡酒が新たな取引制度への移行、原材料(穀物価格)及び諸経費(原油価格等)等の高騰による酒類の値上げ等、酒類流通市場は大きく変容しつつあります。

関係機関におかれましては、このような状況を的確に把握するとともに公正な取引市場の確立のため、より一層、調査、指導の充実等適切な措置をとられるよう要望いたします。

- (4) 不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用等の不公正な取引行為を課徴金適用の対象とすること等を盛り込んだ独占禁止法改正法案が本年 3 月に国会へ上程されましたが、同法案はその後実質的な審議が行われることなく、現在に至っております。

つきましては、多くの中小事業者を抱える酒類業界が不当な取

り扱いを受けることのないよう、今国会において同法案の一刻も早い可決・成立を図っていただくとともに、施行後はその厳正な運用を要望いたします。

第3 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

今日の酒類市場は、需要が飽和状態にある中で消費不況の影響を受け、出荷は伸びず、販売競争は激化を極めており、加えて近年の政府の規制緩和策の推進や消費者の低価格志向を反映し、いまや市場は価格競争一色となっております。このため、酒類業者の経営は、製造業者、販売業者とともに押しなべて悪化の度合いを高めており、きわめて憂慮すべき状況となっております。このような酒類業者の経営悪化の影響を受け、酒類販売代金の貸倒れの発生も高水準となっております。今後さらに増えることが懸念されます。酒類はその価格に高額な酒税を含んでおり、貸倒れが発生したときの酒類業者の受ける痛手は、中小零細業者が多いこともあり極めて大きいものがあります。

現在の法制度では、酒類販売代金が回収不能となったとき、その代金に含まれる酒税については、還付規定がないため結果的に酒類業者が負担せざるを得ないことになっています。酒税は間接税であり、酒類業者が実質的に負担すべきものではありません。倒産等のため代金回収ができない酒類に係る酒税について酒類業者が負担している実態は極めて不合理なものといえます。

わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税、軽油引取税には貸倒れに係る税の還付制度が設けられております。同じ間接税でありながら、酒税にこの制度が認められていないのは極めて不公平なことであります。

つきましては、酒類販売代金が回収不能になったときの酒税について、酒類業者に新たな負担を強いることのない形での還付制度を創設

していただきますようお願いいたします。

第4 制度の簡素合理化について

酒税制度の簡素合理化につきましては、予てから強く要望してきているところでありますが、平成 15 年度の酒税法改正によりその一部が実現したものの、まだ、多くの申告、届出、承認、許可等の義務規定が残されております。

今日、酒税が移出課税でかつ申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定も多くあると考えます。

引続き、抜本的な見直しを行っていただきますよう要望いたします。

また、局地激甚災害指定を受けた地域に対し、速やかな関係法の適用と被害酒類に係る事務手続き、並びに酒税還付手続きの簡素合理化を要望いたします。